

## ■ 保険金を使えば無料で住宅の修理ができる？ ■

### <相談事例>

3日前、訪問してきた業者に、雨どいが壊れていることを指摘され、火災保険を使えば、無料で修理ができると言われた。雨どいは確かに壊れているので無料で直せるのであれば直したいと思い、言われるままに書面に署名し印鑑を押したが、よく考えたら心配になった。解約したい。

### <アドバイス>

相談者が署名、捺印した書面を確認した処、雨どいの修理契約ではなく、保険金請求のサポート契約となっており、保険金の額の40%をサポート料として業者が受け取る契約でした。

また、その業者が雨どいの修理をした場合には、サポート料金は無料になるとも書いてありました。

業者は、修理代金として、保険金の額を受け取ることになります。相談者には、クーリング・オフができることを伝え、ハガキを出すよう助言しました。

☆ **火災保険を使えば無料で屋根や雨どいなどの修理ができると、修理サービス業者が訪問し、トラブルとなる事例が増えています。**

台風、暴風、ひょう、雪などの自然災害による住宅の損害については、多くの場合、加入している火災保険で補償されますが、老朽化による損害は、対象外です。

**自然災害で損害が生じた場合は、加入している火災保険会社に直接相談してください。**

老朽化による損害を自然災害として保険金を請求することは、保険金詐欺に該当する恐れもありますので注意が必要です。

**訪問販売による、保険金請求のサポート契約や住宅の修理契約は、いずれも契約書面を受け取った日を含め8日間はクーリング・オフができます。**

**「保険金を使って修理ができる」と勧誘されたときは、契約する前に消費生活センターに相談してください。**